

## 浜松市承認工事及び占用工事執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市道路法施行細則(平成10年浜松市規則第3号)第19条の規定に基づき、承認工事及び占用工事の執行について道路の構造を保全し交通の円滑を図るため必要な事項を定めるものとする。

(工事執行上の注意)

第2条 道路工事施行者又は道路占用者(以下「道路工事施行者等」という。)は、工事の施行にあたって次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 交通の円滑を図り、公衆の災害を防止するため道路工事作業場における道路標識、表示施設及び防護施設等の設置要領(平成19年4月静岡県土木部長通達)に基づいて道路標識等を設けること。
- (2) 工事の概要を付近の居住者及び自治会等に周知し、付近住民の理解と協力を求めるとともに、一般の通行者に対しても協力を求める掲示板等を設置すること。
- (3) 施工場所周辺の他の道路工事施行者等が行う工事についても調査し、他工事のう回路等を通行規制する場合には十分な協議を行い、一般交通に支障が生じないようにすること。
- (4) 騒音及び振動等の公害の少ない工法を選定し、工事の施行に関して苦情等が発生した場合には、速やかに、適切な処置を講ずること。
- (5) 工事用の資材及び機械器具等は、工事区域内で現に工事を施行するために使用する区域(以下「作業区域」という。)内に収め、作業区域外の道路に放置しないこと。
- (6) 掘削した土砂並びに工事用の資材及び機械器具等は、消火栓、制水弁、ガス開閉栓及びマンホール等の所在場所に放置しないこと。
- (7) 路面の排水及び側溝の流水を妨げることのないように側溝及びます等の清掃に努めること。
- (8) 路面上においてセメントコンクリート等を混合し、火気を取扱うなど路面を汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (9) 工事が完了した場合には、直ちに、仮設物及び発生材その他残存するすべての物件を道路から搬出し、工事のために汚損した路面及び排水施設等を清掃すること。

(施工時期)

第3条 工事は、地域の実情に応じ、浜松まつり規制期間及び年末年始等交通のふくそうする時期を避け、適切な時期に速やかに施行しなければならない。

(施工期間)

第4条 工事の施行期間は、施行前に十分な調査及び準備を行い、設計書、仕様書及び工事の実施方法等を検討の上、可能な限り短縮し、早期に完了しなければならない。

( 施工時間 )

第 5 条 交通の状況及び工事の実施方法により施工時間を夜間、昼夜間に限定した場合には、これに従わなければならない。

( 道路付属物等の調査 )

第 6 条 道路工事施行者等は工事を施行しようとする場合には、当該工事による事故を防止するため道路の付属物及び既設の占有物件( 以下「道路の付属物等」という。 )の有無、位置、構造及び老朽度をあらかじめ調査しなければならない。

2 道路工事施行者等は、前項の調査の結果、道路の付属物等を移設し、防護し、又は補強する必要がある場合には、当該道路の付属物等の管理者と協議しなければならない。

( 作業区域 )

第 7 条 道路工事施行者等は、作業区域を設定しようとする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

( 1 ) 掘削位置は、可能な限り路端に寄せること。なお、側溝等の道路の付属物等に支障がない位置に計画すること。

( 2 ) 掘削の幅は、最小限度にとどめること。

( 3 ) 道路の縦断方向の掘削延長は、原則として 50 m 以内とすること。ただし、交差点内は、当該道路と交差する道路の幅員の 2 分の 1 以内とすること。なお、埋設管等の場合は、原則として当日の埋戻しが可能な範囲とすること。

( 4 ) 道路の横断方向の掘削延長は、やむを得ない場合を除き道路の幅員の 2 分の 1 以下とすること。

( 歩行者対策 )

第 8 条 道路工事施行者等は、作業区域の周辺における歩行者の通行とその安全を確保するために必要があると認める場合又は市長が指示した場合には、次の各号に定めるところにより仮歩道を設置し又は確保しなければならない。

( 1 ) 仮歩道の幅員は、最小 0.75 m とし標準 1.5 m 程度とする。

( 2 ) 仮歩道は、防護施設で作業区域と区別し、必要な標示施設及び照明施設を設置すること。

( 掘削工事 )

第 9 条 道路工事施行者等は、道路を掘削しようとする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

( 1 ) 道路の付属物等を移設し、又は撤去する必要がある場合には、あらかじめ市長の指示を受けること。

( 2 ) コンクリート平板及び歩車道境界ブロック等は、破損しないように取りはずし、工事が完了するまでの間、紛失しないように保管し、市長の指示があった場合には、その指示に従うこと。

( 3 ) 舗装道を掘削する場合には、掘削位置及び舗装復旧位置をアスファルトカッターに

て切断し、周囲に損傷を与えないように、丁寧に施行すること。

- (4) 掘削は、みぞ掘り、つぼ掘り又はこれらに準ずる工法によるものとし、えぐり掘りを行わないこと。
- (5) 道路の横断方向又は交差点内の掘削は、道路の片側を埋戻し、又は路面覆工を完了した後、他の側の掘削に着手すること。
- (6) 横断歩道又は宅地の出入口等に接する道路の部分を掘削する場合には、歩行者の通行又は宅地の出入りに支障をきたさないように仮橋を設けるなどの措置を講じて通路を確保すること。
- (7) 道路の掘削に伴って生ずるわき水又はたまり水は、ためますに受け土砂類を取り除いた後、適当な方法で付近の排水溝まで誘導して処理すること。

(土留工)

第10条 道路工事施行者等は、道路を掘削しようとする場合には、掘削の規模、工事の実施方法及び土質の状況等を考慮して土留工を施行しなければならない。

(覆工)

第11条 道路工事施行者等は、工事の施行上、覆工施設を設けようとする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 覆工板は、鋼製又はコンクリート製を使用すること。
- (2) 覆工板は、車両の通行によって移動し、若しくはゆるみが生じ又は支承部から騒音が発生しないように適切な処置を講ずること。
- (3) 覆工板は、道路との間にすき間又は段差が生じないように仮設すること。ただし、すき間又は段差をなくすことが困難な場合には、アスファルト等を詰め道路部と滑らかに接するよう取り付けること。
- (4) 覆工板は、常時点検し、その機能の維持に努めること。

(道路の復旧方法)

第12条 道路を掘削した後の復旧方法は、道路の機能を掘削前の道路の機能と同等にすることを原則とし、別に定める浜松市道路占用工事に伴う復旧基準により確実に施行しなければならない。

(運搬経路)

第13条 市が管理する道路を利用して工事用資材等を運搬する場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 土砂等の運搬経路を常に把握し、落ちこぼれた土砂等の収集に努めること。
- (2) 1,000 m<sup>3</sup>以上の工事用資材等を運搬する場合には、工事用車両運搬経路届(第1号様式)を市長に提出すること。
- (3) 工事用車両等により運搬経路を汚損及び破損した場合には、市長の指示に従い道路清掃及び補修を行うこと。

( 工事現場の管理 )

第 1 4 条 道路工事施行者等は、次の各号に定めるところにより工事現場を管理しなければならない。

- ( 1 ) 作業区域には、工事を監督するものを常時配置すること。
- ( 2 ) 工事区域内を定期的に巡視し、万一事故が発生した場合又は事故の発生が予想される異常を発見した場合には、直ちに、関係機関と協議し事故防止のための措置を講ずること。
- ( 3 ) 工事用の標識及び仮設物を維持管理すること。

( 工事管理 )

第 1 5 号 道路工事施行者等は、この要領に定めるもののほか、土木工事共通仕様書・土木工事施工管理基準に基づき施工するものとする。

附 則

この要領は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 7 月 1 日より施行する。

第1号様式(第13条関係)

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

工 事 用 車 両 運 搬 経 路 届

浜松市承認工事及び占用工事執行要領第13条第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

記

承認又は許可の 年月日及び番号	
運搬物種別	
出発地	
運搬場所	
数量	
道路使用期限	
工事発注者	
工事施行者及び 連絡先	
添付書類	